

伊勢崎市公園等における
移動販売車の出店募集要項



まきばプロジェクト

伊勢崎市公園等における
移動販売車の出店募集要項

1. 目的
2. 募集要項
3. 選考基準
4. 販売品目
5. 出店確定後の提出物
6. 営業場所
7. 許可対象
8. 営業許可の期間
9. 営業可能の時間
10. 出店に際しての料金
11. 応募者の資格要件
12. 出店規約及び注意事項
13. 発電機の使用
14. その他事項
15. 出店スケジュールの公表
16. 担当者

1. 目的

- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける移動販売業者の支援
- ・公園で過ごす市民の利便性の向上に寄与すること
- ・公園の利用促進、魅力向上を図ること

2. 募集要項

公園における移動販売車の誘致について、出店事業者を一般公募とする。

- (1) 直近1ヶ月の出店事業者募集を、毎月1日から5日の間に、ホームページ上で受け付ける。
- (2) 公募期間終了後、応募内容を精査し、出店事業者の選定を行う。
- (3) 毎月10日頃を目処に、事業者へ可否通知を通達する。

3. 選考基準

事業者の選定基準は次のように定め、応募内容を元に総合的に判断する。

- (1) 公園利用者および近隣住民に安全・安心な商品、サービスを提供できる提案か
- (2) メニュー、商品、価格の妥当性
- (3) 公園の魅力向上や利用促進についてどのように貢献できるか

4. 販売品目

酒類を除く飲食物で保健所より許可を得ているもの。

5. 出店確定後の提出物

- (1) 食品衛生責任者以上の資格所有を証明するもの
- (2) 伊勢崎市内で有効な営業許可書の写し
- (3) 車検証の写し
- (4) 検便検査証明書（原則1年以内）写し
- (5) PL保険証券（生産物賠償責任保険）写し
- (6) 車両の外観写真（正面・側面）
- (7) ストップコロナ対策認定番号（申請中も可）

6. 営業場所

- (1) いせさき市民のもり公園
- (2) 西部公園
- (3) その他

7. 許可対象

同一日に出店できるのは、1公園につき1事業者1台までとする。但し、公園利用者の移動販売車の利用頻度が高く、利用者が著しく不便や不都合を被る場合、相談の上で、台数を変更できるものとする。

8. 営業許可の期間

出店許可を受けた事業者へ、3か月間有効な出店許可証（但し、出店は予め指定された特定日に限る）を発行する。

ただし、以下の場合は出店することができない。

- (1) 感染症拡大(新型コロナウイルス感染症に関わる緊急事態宣言等)や自然災害により、一時的に出店を見合わせる必要があると判断した場合
- (2) 地元団体等が主催するイベント実施日等で調整の必要性がある場合
- (3) その他、担当者が指示した場合

9. 営業可能の時間

午前10時00分から午後4時45分まで(午前9時00分から入園可能、片付け後に、午後5時15分までに園内から退出する)

10. 出店に際しての料金

出店調整費、および施設賠償責任保険料として、日額2,000円(平日・土日祝日)を支払うものとする。実際に出店した日数分を合算し、翌月に請求書を送付、期限内に納付する。(但し、荒天や猛暑等で出店を取りやめた日は請求を行わない)

11. 応募者の資格要件

次に掲げる資格を満たす個人事業主、又は法人であること。

- (1) 食品衛生責任者の資格及び自動車による食品営業に関わる営業許可を有する者。
- (2) 移動販売車は、出店者が所有権を持っているものに限り、レンタル車での出店はできない。ただし、車検証の使用者と営業許可証の名義が同一である場合に限り可能とする。(使用者及び名義が、法人と、法人に雇用されている個人の関係の場合は同一とみなす)
- (3) 出店による事故やトラブル等の一切の責任が負える者

12. 出店規約及び注意事項

- ・応募は食品衛生責任者以上の資格を有する者に限る。また、出店の際、食品衛生責任者以上の資格を有する者が現場に常駐する事。
- ・PL保険(生産物賠償責任保険)、又はそれに準ずる保険に加入であること。
- ・出店及び食品、販売行為に関して発生した事故や苦情に対して全ての賠償責任を負うこと。
- ・応募は満20歳以上の者とし、本人以外に応募は不受理とする。また、本人以外の代理出店は認めないものとする。
- ・過去に食品衛生法に基づく処分を受けたことがある者の出店は受け付けないものとする。
- ・衛生面に配慮し、事故、苦情等が発生しないように注意すること。
- ・混雑時には、お客様に対応する整理要員を必ず出すこと。
- ・周囲に対して美観を損なう、風紀を乱すなどの迷惑行為は厳禁とする。
- ・各店舗でゴミ箱を必ず設置すること。出店の際に出たゴミは全て持ち帰り、適切に処理すること。来場者用ゴミ箱、及び園内への投棄は厳禁とする。
- ・保健所より指導や指示があった場合は、必ず従うこと。

13. 発電機の使用

発電機を使用する場合、園内にて、ガソリン携行缶から発電機への給油行為を行ってはならない。また、必ず消火器を常備すること。消火器は業務用の消火器とし、住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具等は認められません。また、腐食、変形等のない、使用期間内の消火器を準備すること。

14. その他事項

- ・原則、自己都合による出店予定の取り止めは認められない。
- ・雨天等でやむを得ず営業休止または中止する場合、または、極端に営業時間が短くなる場合は、必ず事前に相談、連絡すること。
- ・園内は、ハザードランプを点灯させ、公園利用者を最優先に速度10km/h以下で走行すること。
- ・園内の指定された場所以外に駐車することはできない。
- ・園内の電気の無断使用は認められない。
- ・出店により発生した排水は、公園内設備に流さず、持ち帰り適正に処分すること。
- ・出店による事故等のトラブルは、迅速に対応すること。尚、発生したトラブル等については、その内容を当日中に報告すること。
- ・申請内容に虚偽があった場合や出店条件を守らない場合は、出店許可を取り消すことができる。

- ・衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。
- ・出店者は出店及び販売行為に関して発生した事故や苦情に対して全ての賠償責任を負うこと。
- ・許可内容(公園内の出店情報等)とは関係のない広告等を行わないこと。
- ・新型コロナウイルス感染症の対策を講じること(マスクの着用、消毒設備の設置、順番待ち時の社会的距離確保の工夫、など)
- ・公園利用者や近隣住民に影響与える行為、店内を歩きながらのチラシの配布、拡声器等を使用した呼び込み、大音量でのBGM使用等は禁止する。
- ・出店時間内は、園内で喫煙をしてはならない。(加熱式タバコを含む)
- ・本募集要項に定めるもののほか、その他関連法令を厳守すること。
- ・その他不明な点については、担当者と協議すること。

15. 出店スケジュールの公表

直近1ヵ月間の出店予定日を、ホームページ上で公表する。

16. 担当者

まきばプロジェクト 代表 秋山麻紀
〒372-0001 伊勢崎市波志江町4655番地10
HP : <https://makiba.life>
Phone : 080-5089-3996
Email : info@makiba.life